

○奈良県警察高齢運転者等安全運転相談員運用要綱の制定について

(平成29年3月28日例規第14号)

[沿革] 平成31年4月例規第23号、令和2年2月第5号、3月第11号改正

この度、奈良県警察高齢運転者等適性相談員運用要綱を別記のとおり制定し、平成29年4月1日から実施するので、適切に運用されたい。

別記

奈良県警察高齢運転者等安全運転相談員運用要綱

第1 目的

この要綱は、高齢運転者等安全運転相談員（以下「相談員」という。）の身分、勤務等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 身分、任用等

1 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とし、その任用、勤務条件、服務その他就業に関する事項は、奈良県警察会計年度任用職員の任用、勤務条件、服務等に関する要綱の制定について（令和2年3月例規第7号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

2 相談員は、交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に配置するものとする。

第3 勤務時間

相談員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり28時間45分とする。

第4 職務等

1 職務

相談員は、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）の指揮の下に、次の職務を行うものとする。

- (1) 運転免許の申請又は更新の際における質問票による一定の病気等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第90条第1項第1号から第2号まで又は第103条第1項第1号、第1号の2若しくは第3号に規定する病気等をいう。以下同じ。）の確認及び個別聴取
- (2) 一定の病気等の疑いがある運転者に対する病院への受診勧奨
- (3) 運転者又はその家族からの一定の病気等に係る安全運転相談
- (4) 運転免許課の職員が行う安全運転相談に関する業務の補助
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、安全運転相談に関して、運転免許課長が

特に命ずる事項

## 2 職名

相談員は、その職務遂行上、書類に職名を記載する必要がある場合においては、その職名を高年齢運転者等安全運転相談員と記載するものとする。

## 第5 勤務場所

相談員の勤務場所は、運転免許課とする。ただし、運転免許課長は、必要があると認めるときは、運転免許課以外の場所において職務を行わせることができるものとする。

## 第6 服装等

- 1 相談員の服装は、端正な私服とし、勤務中は、高年齢運転者等安全運転相談員証（別記様式第1）を携帯するとともに、左胸部その他県民から容易に識別できる位置に名札（別記様式第2）を着装しなければならない。ただし、運転免許課長が必要と認めるときは、名札を着装しないことができる。
- 2 職務の執行に当たり、相談員であることを示す必要があるときは、高年齢運転者等安全運転相談員証を提示しなければならない。

## 第7 運用上の留意事項

運転免許課長は、相談員の運用に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 職務に必要な指導教養を徹底すること。
- (2) 職務に従事させる場合は、身分を明らかにして行わせること。
- (3) 関係機関、団体等との連携を密にして、効果的な運用を図ること。
- (4) 言語及び態度に注意させ、親切丁寧な対応に努めさせること。
- (5) 受傷事故防止に十分留意させること。

## 第8 報告

- 1 相談員は、勤務日の活動状況等を高年齢運転者等安全運転相談員勤務日誌（別記様式第3）に記載し、運転免許課長に報告しなければならない。
- 2 運転免許課長は、相談員の1月ごとの活動状況について高年齢運転者等安全運転相談員勤務月報（別記様式第4）により、翌月10日までに運転免許課長を経て交通部長に報告するものとする。
- 3 運転免許課長は、相談員の活動に伴う反響、紛議及び効果的な事例等を認知したときは、その都度、警察本部長に報告するものとする。

## 第9 委任

この要綱に定めるもののほか、相談員の運用に関し必要な事項は、別に定める。  
(別記様式省略)